

ちっぷべつ

広報
Public Relations Magazine



5
May 2026
No.669

- 移住定住促進事業等のお知らせ・・・2
- 水道料金は納期限までに納めましょう・・・15
- 主要建設工事実施箇所について・・・8
- いきいきちっぷ' s・・・16
- 防災士研修講座受講者募集のお知らせ・・・9
- 狂犬病予防注射のお知らせ・・・17
- 議会だより・・・10



祝 秩父別町立秩父別学園開校式



秩父別学園開校

9年制の義務教育学校「秩父別町立秩父別学園」が開校しました。4月6日には開校式が行われ、秩父別町の教育に、新たな歴史が刻まれました。

秩父別町では、人口減少対策、移住・定住、まちづくりを促進するため各種事業を実施しています。

その事業の詳細と予算額についてお知らせします。

秩父別町「君の椅子」贈呈事業（住民課） 予算額 66 万円

新しい生命の誕生に祝意を表するとともに、出生児の健やかな成長を願うことを目的として今年度中に出生した児童を対象に「君の椅子」を贈呈します。「君の椅子」とは、生まれてくる子ども達に道産の無垢材で作られた椅子を贈るもので、「生まれてきてくれてありがとう。君の居場所はここにあるからね。」の想いが込められています。

贈呈対象者	今年度中に秩父別町で誕生したお子さん。 ※ 出生時に本町に住民登録され、引き続き町内に居住する意志がある者。
祝品	祝品は「君の椅子」プロジェクトが取り扱う椅子とし、出生児1人につき1脚とする。
贈呈方法	「君の椅子」の贈呈方法などについては、出生届の提出の際にご説明します。

結婚祝金（企画課） 予算額 80 万円

町内の方が結婚したときに『結婚祝金』を交付します。交付を受けようとする方は、婚姻の届出日から3ヶ月以内に必要書類を添えて申請してください。

支給対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻の届出前に夫婦のいずれか一方が、町内に住所を有すること ・婚姻届出日現在で、夫婦の合計年齢が満80歳未満であること ・結婚祝金申請前に夫婦共に町内に住所を有すること ・夫婦共に、交付決定の日から継続して1年以上定住することなど
祝金の額	・夫婦1組に対して20万円

結婚新生活支援補助金（企画課） 予算額 90 万円

結婚して町内で新生活をされる世帯を対象に、引越し費用及び住居費の一部を補助します。

補助対象世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を受理された夫婦 ・婚姻日における年齢が、夫婦ともに39歳以下であること ・申請日から令和9年3月31日まで申請時の住居に居住すること ・夫婦の合計所得が500万円未満であること
補助内容	<p>令和8年4月1日から令和9年3月31日までに補助対象世帯が支払った下記費用の全額（夫婦ともに29歳以下の場合：合計60万円が上限額となります） 上記以外の場合：合計30万円が上限額となります）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居費用……………結婚を機に購入または貸借した住居に係る費用 ・引越し費用……………結婚を機に引越しをした際に支払った費用 ・リフォーム費用…結婚を機に住宅をリフォームした際に係る費用



出産祝金 (住民課)

予算額 120 万円

子どもを産み育てやすい環境をつくり、定住促進を図ることを目的として、出産後1年を経過したお子さんを対象に祝金を交付します。

支給対象者	令和7年4月1日以降に出生し、1年を経過した、下記に該当する方が対象です。 ・ 出生日以前から町内に住所を有し、出生児を扶養している世帯の父又は母であること
祝金の額	・ 第1子の場合 10万円 (内3万円商品券) ・ 第2子の場合 20万円 (内5万円商品券) ・ 第3子以降 30万円 (内10万円商品券)

在宅育児応援金 (住民課)

予算額 216 万円

児童の保育を家庭で行う在宅育児世帯への経済的負担の軽減を図るとともに、児童の健全な育成を応援することを目的として応援金を交付します。

対象児童	・ 町内在住の児童で認定こども園等に入所していない生後10ヶ月を超えた小学校就学前の児童
支給対象者	・ 町内在住で対象児童と住居若しくは生計を共にする者であること ・ 地方税等の公租公課を滞納していないことなど
応援金の額	・ 対象児童一人当たり月額15,000円 (支給は、8月、12月、4月の年3回)

新築住宅取得補助金 (企画課)

予算額 600 万円

町内に定住することを目的として、住宅を新築した方に新築住宅取得補助金を交付します。

※ 住宅の新築を検討されている方は事前にご相談ください。

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65㎡以上の住宅を新築した方 ・ 事業計画認定を受けてから1年以内に住宅建設工事を完了された方 ・ 新築住宅取得から3ヶ月以内に住民票を異動された方 ・ 補助金の交付決定の日から秩父別町に住所を有し、認定住宅に継続して5年以上定住する方など
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 100万円 ・ 新婚世帯又は子育て世帯 (養育1人) の場合は50万円上乗せ ・ 子育て世帯 (養育2人) の場合は100万円上乗せ ・ 子育て世帯 (養育3人以上) の場合は150万円上乗せ



住宅用地取得補助金 (企画課)

予算額 300 万円

町内に定住することを目的として、住宅を新築または中古住宅の取得のために、土地を購入した方に住宅用地取得補助金を交付します。 ※ 用地取得前にご相談ください。

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 100㎡以上の土地を購入し、65㎡以上の住宅の新築または中古住宅を取得した方 ※新築または中古住宅の改修を伴う場合は事業認定の日から6ヶ月以内に工事を完了された方 ・ 土地取得の日から1年以内に事業認定を受けた方 ・ 2親等以内の親族から購入した土地でないこと ・ 補助金の交付決定の日から継続して5年以上秩父別町に定住する方など
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅用地購入価格の3分の2 (上限100万円) ・ 市街地区にあっては、1㎡あたり5,000円を上限とし、それ以外は1㎡あたり300円を上限とします。



住宅リフォーム補助金 (建設課)

予算額 590 万円

町内に定住することを目的として、現在住んでいる住宅または空き家を改修する方に対し、リフォームにかかる費用の一部を助成します。

補助金の交付を受けるためには

- ▶ 着工前に役場建設課に相談して、事業認定を受ける必要があります。
※着工後の申請は受付することができませんのでご注意ください。
- ▶ 30 万円 (税込) 以上の工事が補助対象です。

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内に住所を有する方 (町外から本町に住民票を異動しようとする方を含む) ・ 改修をする住宅の所有者で、かつ、現在その住宅に住んでいる方 (町内の空き家を取得して居住しようとする方を含む) ・ 補助金の交付決定の日から継続して 5 年以上秩父別町に居住する方
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 現在住んでいる住宅を改修する場合 対象経費の 3 分の 1 (上限 30 万円) ◆ 町内の空き家を改修する場合 対象経費の 2 分の 1 (上限 100 万円) (町内の空き家を取得または空き家を賃貸中でその住宅を取得して居住しようとする場合を含みます) <p>※空き家を改修する場合は、次の要件をすべて満たさなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 改修工事が完了してから 3 ヶ月以内に住民票をその住宅の場所に異動して居住すること ② 空き家を取得してから 1 年以内であること ③ 2 親等以内の親族から取得した空き家でないこと

	区分	対象工事	左記工事の付帯として対象とするもの
補助対象工事	内装 (各部屋共通)	○ドア取替 ○床改修 (床材張替含む) ○段差解消 ○壁改修 (塗装・壁材張替含む) ○部屋の間仕切りの変更改修 ○増築改修 ○天井改修 (天井材張替含む) ○内窓設置 ○手すり取付・取替	○ふすま取替 ○障子張替 ○畳入替・表替え
	玄関	○あがりかまち、ベンチ	○下駄箱取付・取替
	台所	○流し台取替 ○カウンター改修	○換気扇取替 ○棚取替 ○蛇口取替
	トイレ	○便器交換 ○手洗い設置・改修	○手洗い蛇口取替 ○ウォシュレット取替
	浴室・脱衣室	○ユニットバス設置・交換 ○浴槽交換	○洗面台 ○蛇口取替 ○シャワー取替
	電気	○電気配線改修	○コンセント設置・交換
	外装	○屋根葺替え ○屋根塗装 ○外壁張替 ○外壁塗装 ○防水工事 ○手すり取付 ○サッシ取替 (ガラスのみは不可) ○玄関フード設置	○風除室サッシ取付 ○換気口取付・取替 ○網戸取付・交換
その他	○断熱工事 ○対象工事のうち新旧入替に伴う撤去処分費用		

留意事項

一度交付を受けた方及びその世帯は補助対象になりません。また、上記表の付帯工事のみを行う場合は補助対象になりません。

住宅等除却費補助金 (企画課)

予算額 800 万円

町内の空き家の発生を抑制し、住環境の保全を図るため、老朽化した町内にある住宅の除却に要する費用の一部を助成します。**※住宅等除却前にご相談ください。**

補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内に所在し、空き家もしくは今後居住する予定のない住宅であること ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建設された住宅であること ・ 所有者が建替えをするための除却ではないこと ・ 除却工事に要する費用が 30 万円以上であること ・ 除却工事に必要な手続を行うこと (アスベストに係る事前調査結果等報告、家屋異動届等) ・ 除却完了後の跡地を地域の堆雪場として無償で使用させること
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除却工事に要する費用に 2 分の 1 を乗じた額 (1,000 円未満は切り捨て) ※上限 100 万円

まちづくり・まちおこし事業補助金（企画課） 予算額 30 万円

町民の皆さんが日頃から行う、自主的・自発的なまちづくり事業に対し、経費の一部を町で補助することで、新たな「協働」を創出し、地域の活性化や課題解決に向けた取り組みが推進されることを目的とします。

対象団体	町内に住所を有している5人以上のグループ、町内会、産業団体、教育・文化団体、ボランティア団体、NPOなど、住民参加による町内での地域活動団体
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の安全安心活動や環境整備など（例：花壇の整備など） ・地域の活性化を目的としたイベントや講演会の実施など（例：〇〇町内会〇〇まつりなど） ・団体の活性化を目的とした活動など（例：スポーツ団体の立ち上げ、研究、研修など） ・町民や団体等が協働して行うイベントなど（例：冬まつり、オリジナル料理コンテストなど）
補助対象経費及び助成額	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる経費：事業実施に必要な消耗品代や材料費など ※賃金などの経費は対象外です。 ・助成額：1つの事業の限度額は補助対象経費の7割（新規事業10割）上限30万円です。
対象事業の要件	<p>次の全ての要件を満たす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共性が認められる事業 ・「協働」の創出が認められる事業 ・年度内で完了する事業 ・補助対象経費が5万円以上の事業 ・事業の計画、効果、収支が明確である事業 ・他の補助を受けていないもの

公用車貸出（企画課） ～ 町民による協働活動をバックアップします ～

町民の皆さんが実施する自主的・自発的な公共性のある活動の支援として、町所有の公用車を無償で貸し出します。

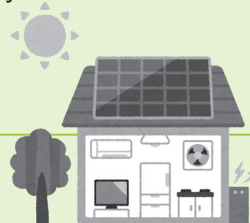
貸出対象	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会での活動及びボランティア活動など住民参加による町内での地域活動に限ります。 ※個人使用及び営利・宗教・政治・選挙の目的や5人未満の活動には、貸し出しできません。
貸出車両	<p>① ダンプトラック（定員3名、通年貸出可能、最大積載8,500kg） ※運転者は、大型自動車運転免許証が必要です。</p> <p>② タウンエーストラック（定員3名、通年貸出可能） << 2台あり >> ※運転者は、普通自動車運転免許証が必要です。</p> <p>③ 小型タイヤショベル（定員1名、通年貸出可能） ※運転者は、普通自動車運転免許証、作業を伴う場合は、車両系建設機械運転技能講習修了証が必要です。</p>
諸条件	<ul style="list-style-type: none"> ・使用区域は、原則町内です。 ・使用する10日前までに申し込みをしてください。 ・使用できる時間は原則として午前9時から午後5時までとし、最大2日間使用できます。
貸出例	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の清掃活動 ・町内のイベント開催時の備品搬送など
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・貸し出しは公務等で使用する予定がない日に限ります。また、災害などで緊急に使用する場合は貸し出しできないことがあります。 ・車両の任意保険に加入していますが、全てに適用されるものではありません。 ・車両を損傷した場合は、修繕・賠償を請求することがあります。 ・詳しくは役場企画課企画・まちづくり係までお問い合わせください。

ゼロカーボン推進事業補助金 (企画課)

予算額 510 万円

温室効果ガスの排出を抑制し、環境に優しい持続可能な地域社会の構築に寄与するため、省エネ住宅の取得や改修、太陽光発電設備の導入等を行う方に補助金を交付します。

補助対象者	(個人の方) ・ 町内に住所を有する方 (町外から本町に住民票を異動しようとする方を含む) ・ 自己が所有し居住することを目的とした住宅に関する工事等をする方 (事業者の方) ・ 町内で原則1年以上引き続き同一の事業を経営する方 ・ 自己が所有する町内の事業所等に係る工事等をする方
諸条件	・ 調査費や事務費、既設機器の撤去費、中古品の購入費は対象外 ・ 対象経費が 20 万円 (税込) 以上 ・ 同一年度内において本補助金を利用していないこと ・ 令和6年4月1日以降に工事請負契約又は売買契約をしたものであること ・ 補助の対象となった住宅や設備の写真や工事内容を町や北海道の広報等に必要な範囲で利用することに承諾すること ※ その他、補助金の種類ごとに個別の要件があります。詳細はお問い合わせください。
補助金額	(個人の方向け) ・ ZEH住宅の取得 50 万円 / 棟 ・ 北方型住宅 Z E R O の取得 100 万円 / 棟 ・ 既存住宅への性能向上リフォーム 対象経費の 1/3 以内、上限 50 万円 ・ 新築又は既存住宅への太陽光発電設備の導入 7 万円 /kW、上限 30 万円 ・ 新築又は既存住宅への定置用蓄電池の導入 対象経費の 1/3 以内、上限 30 万円 (事業者の方向け) ・ 事業所等への太陽光発電設備の導入 5 万円 /kW、上限 50 万円 ・ 事業所等への定置用蓄電池の導入 対象経費の 1/3 以内、上限 50 万円



高効率給湯器、エアコン、LED照明、トイレなども対象となる場合があります。

エアコン設置補助金 (企画課)

予算額 50 万円

熱中症を未然に防ぎ、皆さんの安全かつ安心な生活を支援するため、エアコンを設置していない住宅を対象に補助金を交付します。

補助対象者	・ エアコンが設置されていない住宅に、新たにエアコンを購入し設置する方 (民間住宅の方) ・ 事前に賃貸住宅の所有者からエアコン設置について同意を得ている方 (町営住宅の方) ・ 事前に町建設課にエアコンの設置方法や条件等について相談し、申請・承認を得た方
諸条件	・ エアコン1台分の設置費用 (室内機及び室外機の設置、室外機のカバー及び架台の設置、配管接続、電気工事などに係る費用) の 1/2 ※ 中古品、窓枠設置型のものやスポットクーラーなどの移動型のものは対象外
補助金額	・ エアコンの購入や設置工事の全てを町内業者に依頼する場合 上限 10 万円 ・ 一部でも、町外業者に依頼する場合 上限 5 万円 ※ 町内業者とは、町内に事務所または事業所を有し、秩父別町建設業協会に加入している事業者をいいます。 ※ 更新・2台目の購入の場合は、ゼロカーボン推進事業補助金の対象となる場合があります。



令和8年度 農業・商工業支援事業のお知らせ

● 産業後継者新規就業支援事業

予算額 100 万円

町内で農業・商工業などを営む方の後継者または新規開業に伴う新規就業者に対して経営の継続と発展を図るために、支援金を交付します。

◆対象者 ※ 次の全てに該当する年齢 45 歳未満で就業開始後 6 ヶ月以上の方

- ・町内に住所を有すること。 ・公租公課に滞納がないこと。
- ・後継者の場合は、自営業などの経営を引き継いで経営者となる意思を有し、同時に申請時の経営者がその意思を認める方であること。
- ・新規就業者の場合は、自営業等を将来的に継続する意思があること。
- ・支援金の交付決定の日から 5 年以上秩父別町に住所を有し、対象となった自営業などに従事すること。

◆交付額

- ・ 50 万円

※ 自営業など 1 経営体につき交付対象者は 1 人とし、交付は 1 度限りです。事情によりその支援金を返還した場合であっても、2 回目の交付は行いません。

◆必要書類

- ・ 支援金申請書、定住誓約書、経営継承及び経営承継承諾書（様式は役場産業課にあります）
- ・ 住民票、公租公課の滞納の無い証明書、新規就業の経営内容が確認できる書類

● 農地所有適格法人設立支援事業

予算額 100 万円

秩父別町内で経営の多角化、作業受託などの発展的な農業経営を目的に、農地所有適格法人を設立する農業者に対して、経営の初期段階に必要な資金を交付します。

◆対象者

- ・ 町内に在住する親族（2 親等以内）ではない 2 戸以上の農業者で法人を設立し、設立した年度から 1 年度以内に認定農業者になることを確約できる法人。

※ 1 戸の農業経営者が 2 つ以上の法人の構成員になる場合、支援金の交付対象は 1 法人限りです。

◆交付額

- ・ 100 万円

◆必要書類

- ・ 申請書、認定農業者になる誓約書（様式は役場産業課にあります）
- ・ 法人の登記簿謄本及び定款

● 土壌診断費用助成事業

予算額 132 万円

肥料・燃料など農業資材の高騰が続く中、圃場の土壌養分を診断し、過剰施肥などの見直しにより農業経営の負担緩和を図ることを目的に、土壌診断に係る費用を支援します。

◆対象者

- ・ 個人経営者は町内に住所を有する方、農地所有適格法人は町内に登記上の住所を有する法人で、令和 6 年度から 3 年の間で土壌診断を実施するもの。

◆補助額

- ・ 1 ヘクタールにつき 1 ヶ所の土壌診断費用にかかる経費に対し、JA 北いぶきと町がそれぞれ 5 割を負担します。農業者に負担はありません。

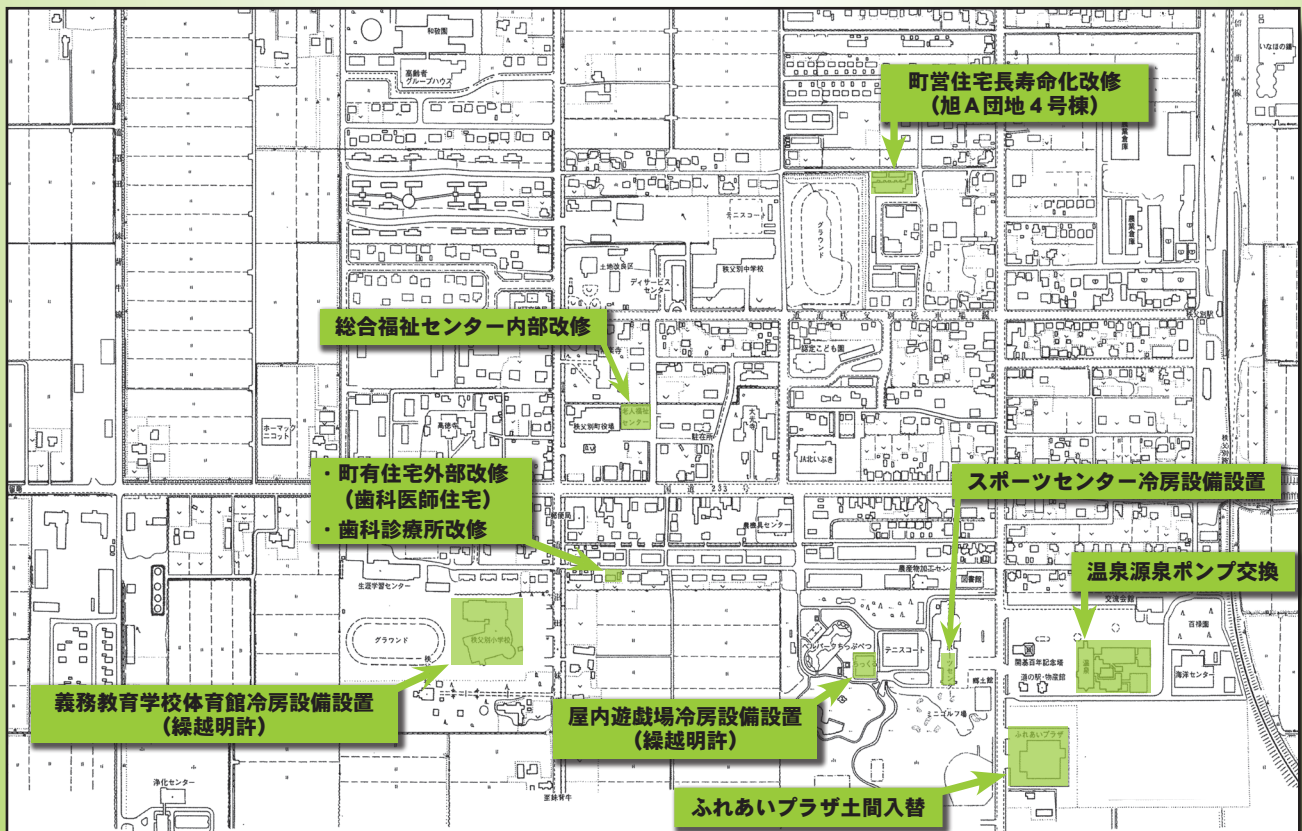
◆申請方法

- ・ JA 北いぶきが申請の取りまとめを行います。

お問い合わせ 産業課商工係・農政係 電話 0164-33-2111（内線63・64）



令和 8 年度 主要建設工事の 実施予定箇所を お知らせします



お問い合わせ 建設課管理係 電話 0164-33-2111 (内線94)

＼地域防災力を高める第一歩！／

防災士研修講座 受講者募集のお知らせ

近年、自然災害は頻発化・激甚化の傾向にあり、本町においても、いつ災害に見舞われてもおかしくない状況となっています。

こうした災害に備え、「自分の命を守る力」や「地域で助け合う力」などを身につけていただくため、町では防災士研修講座（防災士資格試験）を開催します。

年齢要件はなく、町民の方の受講料は町が全額負担しますので、ぜひこの機会にご受講ください。

【研修日時】 令和8年11月28日（土） 午前9時から午後6時10分まで
29日（日） 午前9時から午後6時30分まで
※ 研修は2日日程で、2日目の最後に筆記試験が実施されます。

【研修会場】 秩父別町総合福祉センター（旧老人福祉センター）

【募集対象】 秩父別町民の方に限る

【募集定員】 100名（先着順）

【受講料】 無料
※ 受講に係る費用（63,800円）は町で全額負担します。

【募集期間】 令和8年9月25日（金）まで
※ 期間内でも定員に達し次第締め切りとさせていただきます。

【応募方法】 ・4月24日（金）に全戸配布した申込書による申込み
（持参、郵送、FAX）

※ 申込書は町ホームページにも掲載しています。

【掲載ページ URL・二次元コード】

<https://www.town.chippubetsu.hokkaido.jp/news/detail.html?news=314>

・電話もしくは口頭による申込み（役場総務課防災係受付）



【主な講座内容】

講師：大学教授・気象予報士などの著名な講師陣【防災士研修センター】

- ・防災士に期待される活動
- ・地震、津波による災害
- ・近年の主な自然災害
- ・災害への備え
- ・防災士が行う各種訓練
- ・気象災害、風水害
- ・行政の災害対応と危機管理
- ・自主防災活動と地区防災計画
- ・救急救命講座 など

上記の内容を2日間の日程で受講していただきます。

研修の約1ヶ月前に教材が届きます。届いた教材をもとに、自宅で事前学習をしていただき、研修初日に履修確認レポートをご提出いただきます。

その他詳細につきましては、受講申し込み後に受講者様宛に別途通知をさせていただきます。

お問い合わせ 総務課防災係 電話 0164-33-2111（内線32・34）

FAX 0164-33-3466





登校中の児童・生徒（春の全国交通安全運動）

発行/秩父別町議会
編集/広報公聴常任委員会
TEL/0164-33-2111
(議会事務局 内線25・26)

◆第1回町議会定例会◆

令和8年度一般会計予算
46億1,434万円を可決！

今年の仕事ピックアップ

高校生応援給付金

916万円

通学等の家計負担を支援

LED照明機器設置費補助金 (R7から継続)

400万円

LED照明機器への更新費用を助成

地域振興券取扱交付金

4,459万円

一人当たり2万円分の地域振興券を給付

指導主事の配置

302万円

教員の支援等を行う指導主事を配置

◎**補正予算**
道北バス沼田深川線運行準備補助金、ふるさと納税の増額、交流体験農園なつみの里のエアコン整備等の補正がなされました。

◎**承認案件**
専決処分された令和7年度一般会計補正予算（2月に行われた衆議院選挙に関わる経費）を承認しました。

また、町長から新年度行政執行方針、教育長から教育行政執行方針がそれぞれ表明されました。
新年度予算審議にあたっては、全議員による予算審査特別委員会を、委員長に中西議員、副委員長に松永議員を選出して設置し、2日間にわたる集中審議を行い、活発に議論が交わされました。

3月10日～11日に第1回定例会が開催され、承認1件、令和7年度の各会計補正予算6件、条例の制定等8件、計画策定1件、新年度予算6件、人事案件2件を審議し、いずれも原案どおり可決しました。



◎条例の改正等

- ・特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- ・国が定めた、いわゆる「こども誰でも通園制度」に対応するために設定
- ・国民健康保険施行令の改正に伴う子ども子育て支援納付金制度の導入他
- ・上下水道の使用料金改定
- ・10月使用分から値上げ

◎人事案件

・公平委員会委員

【再任】宮吉 智恵美 氏



【再任】早川 謙二 氏



予算審査特別委員会

令和8年度一般会計予算ほか5会計予算について、3月10日から2日間にわたり審議を行いました。

委員会における質疑応答の主なものをいくつか紹介します。

◎防災士資格取得

問 資格取得費用1000名分の根拠は

答 本町で試験を行うには50名以上の受講者が必要で、町民を含め全町職員分の受講費用を計上して多くの町民の資格取得を目指します。

◎広報の回覧

問 ホームページやライオンを使って紙媒体の回覧物をなくす計画は

答 町内会長の要望もあり12月からラインで閲覧できるようにしていますが、高齢者等を考慮し、紙での回覧を続けながら検討したい。

◎ガチャ製作

問 秩父別町まちガチャ製作とは

答 バラ園の景色や新しい通学バスのキーホルダー等を10種類程度作り、ガチャガチャの中に入れて道の駅で販売したい。

◎バス運行&停留場

問 朝の道北バスと明日萌観光のバスは学生専用車両なのか、またコミュニティプラザのみの停車なのか

答 道北バスは一般の方も乗車できますが、明日萌観光のバスは定期券購入者のみ乗車できるルールです。

◎出会い応援補助金

問 どのような時に交付されるのか

答 結婚相談所の入会金の費用の50%を上限として年間5万円、マッチングアプリは利用料の50%で年間3万円を上限、婚活イベントの参加には年間3回に限り参加費の50%を年間1万円を上限に補助します。

◎エアコン設置補助

問 町内外の業者によって補助金に差はあるのか

答 町内業者では10万円を町外業者では5万円を上限に助成します。

◎消防学校入学

問 北海道消防学校入校負担金の使途は

答 救助課程に1名と火災予防関係の課程に1名の計2名の消防職員を派遣します。

◎人間ドック

問 「住民健診の検査項目で十分と思われるが、人間ドックの助成を3分の2に引き上げる理由は何か

答 人間ドックの受診者が近年、減っているため、補助率を引き上げて受診しやすくしました。検査項目は、腹部エコー・視力、聴力検査・肺活量は住民健診にはありません。

◎整形外科診療

問 整形外科医出向負担金が昨年より87万円減額となっているが理由は何か

答 現在、毎週水曜日の午前中に診療していただいておりますが、医師不足等により月2回の診療になるため。

◎外国人介護福祉人材育成

問 何名分の予算なのか、また負担金の積算根拠を聞きたい

答 1名分を計上していません。内容は、年会費が2万円、給付型の奨学金ということで、一人370万円です。内容は、学費・教材費・住居費です。

◎介護従事者確保推進事業補助金

問 老人ホーム職員の離職防止と定着支援を図る制度と思うが、内容について聞きたい

答 新規に就労した方に30万円を限度に事業所が助成した額の2倍の額を交付。例えば、事

業所が5万円支給した場合、町は10万円交付します。

離職防止は、4万円を限度として、事業所が支給した額の5分の4を交付します。

◎保育士確保事業

問 事業費が110万円増額となっているが、保育士を確保できたと理解してよいのか

答 採用から3年を経過した5名の保育士に対し補助するため、増額となっておりますが、保育士はまだ不足しています。

◎総合福祉センター改装

問 改装する内容を聞きたい

答 1階広間の床改修、廊下のクロス張替えを行います。また、居宅介護支援事業所は現在、間借りしている状況ですので、造作します。

◎除雪サービス

問 利用者の負担が利用料金の約3割とのことだが、年金生活者には厳しいのではないかと検討します。

答 1ヶ月約9千円になりますが、費用負担が厳しいとの声があれば、検討します。

◎後期高齢者医療保険

問 保険料が1千万円増額となっているが、被保険者数が増えたのか

答 被保険者数は増えていません。北海道全体で医療費が増えた結果、保険料が増額となっています。

◎オレンジカフェ

問 オレンジカフェの内容について聞きたい

答 社会福祉協議会で「いきいき広場」が毎月開催されていますが、その委託料の中に計上して開催しています。内容は、認知症予防のレクリエーション、サポーター養成講座等を行っています。

◎米穀乾燥貯蔵施設の米成分分析機

問 全額町費で購入するのにか

答 農協からも一定の負担をいただきます。

◎産業後継者育成推進協議会の活動について

問 現在、どのような活動を行っているのか聞きたい

答 一つは、産業後継者の激励会を行っています。数年まとめて開催し、令和7年度は令和4年度から7年度に該当する方を激励させていただきます。

また、異業種交流会として、町内の独身者を集めて交流会を開催しています。令和7年度は、18名が参加しました。

◎農業団体等研修費補助金

問 令和7年度は実績がなかったようだが、補助の交付単価を聞きたい

答 一人当たりの単価ですが、道内研修1万円、道外研修3万円、海外

研修ですが、令和元年の実績では、一人47万円の費用に対して9割を交付しています。

◎産業後継者新規就業支援補助金

問 補助金の内容について聞きたい

答 45歳未満の方に50万円交付しています。

◎橋梁点検

問 今年は、南2条9丁目の橋の改修が計上されているが、橋梁は何年ごとに点検しているのか

答 5年に1回点検しています。本町には49の橋があり、5年間で49の橋の点検をしています。

◎8丁目排水機場運転管理負担金

問 令和7年度より400万円ほど増えているが理由は何か

答 8丁目排水路に土砂等が流入し、水の流れが悪くなってきたので、その浚渫工事を行います。

◎法面立木等伐採

問 どの個所をやるのか

答 主に2条路線、なつみの里から深川多度志線の間、法面の野良生えした木の伐採を予定していますが、南2条路線も確認して目に余るようであれば、検討したいと思います。

◎学習支援員

問 義務教育学校移行後の学習支援員の配置は

答 通常学級での学習支援や特別支援学級での側面支援などを想定し、3名の配置を予定しています。

◎適応指導教室支援員

問 学習支援員との違いは

答 不登校児童・生徒の指導や学校生活への復帰支援をする教室で支援が必要な子供たちがいる場合に学校と教育委員会が判断し、支援員を雇用して実施します。

◎スポーツ少年団補助金

問 どのような少年団に補助しているのか

答 令和7年度実績で野球少年団とミニバスケットボール少年団に補助しています。

野球少年団が今年度から北空知の少年団と統合して活動することから引き続き支援を検討しています。



町議会を傍聴しましょう

本会議は傍聴することができます。
 次回の定例会は、6月を予定しています。

町議会臨時会

◎第1回町議会臨時会

1月13日、第1回臨時会が開催され、補正予算1件を審議し、原案どおり可決しました。

●補正予算

令和7年度一般会計で補正された主な事業

・LED照明機器設置費補助金

LED照明機器が整備されていない住宅に設置した場合2分の1補助(補助上限一世帯10万円) 100万円

・高齢者生活支援給付金

物価高騰に伴う経済支援として65歳以上の方に一人1万円を給付する。 930万円

・物価高対応子育て応援手当

物価高騰に伴う経済支援として高校生までの子どもを扶養している世帯に対して子ども一人当

たり2万円を交付する。(2万円×270人) 540万円

このほか、合わせて1,644万円を追加しました。

◎第2回町議会臨時会

4月9日、第2回臨時会が開催され、補正予算1件を審議し、原案どおり可決しました。

●補正予算

令和8年度一般会計で補正された主な事業

・庁舎車庫移設及び交通安全監視所解体

2,000万円

・町営住宅等照明LED化実施設計

建築時に設備として整備されている照明をLED化する。 673万円

合わせて2,673万円を追加しました。

所管事務調査 申し出

議会閉会中の所管事務調査について、各委員会から次のとおり申し出がありました。

◎総務経済常任委員会

- ・インバウンド事業の実績と今後について
- ・地域おこし協力隊員の実績と課題について
- ・上下水道有収率について
- ・上下水道管路の新設・改修状況について
- ・部活動地域移行の取組み状況について

◎広報公聴常任委員会

- ・議会広報誌の編集及び発行に関する事項について
- ・議会広報及び公聴の実施調査及び研究に関する事項について

◎議会運営委員会

- ・次期町議会(定例会までの臨時会を含む)の運営について

第7回

町民との懇談会

～あなたの声がちまを豊かにする～

2月15日、第7回目となる議員と町民との懇談会をファミリースポーツセンターで開催し、町民の方12名の参加をいただきました。

議員もラフな服装で出席し、3グループに分かれて、参加者の皆さんから保育士確保対策、学校教育、秩父別温泉、町道の除排雪、草刈り、議員定数や議会活動、スポーツ推進など、幅広いテーマについて貴重な意見を伺うことができました。

これらの意見は議会全体で共有するとともに、各委員会や議員活動の中で精査・検討していきます。

なお、この議員と町民との懇談会につきましては、この7回目をもちまして区切りとさせていただきます。

第1回目に議長室で始めたのを皮切りに第7回目まで総参加者100名を超える大勢の方々の出席をいただきましたこと、心より感謝と御礼を申し上げます。

今後は、皆様からいただいたご意見を集約して、議会だよりに掲載させていただきます。長期間に渡りありがとうございました。



議会の主な動き

【2月】

- 5日 空知町村議会議長会定期総会
- 10日 屯田会総会
- 15日 第7回町民との懇談会
- 16日 まとい会総会
- 18日 議会運営委員会
- 19日 農業再生協議会臨時総会
- 27日 議会運営委員会

【3月】

- 5日 町政討論会
- 10日 全員協議会
- 11日 第1回町議会定例会（～11日）
- 11日 予算審査特別委員会（～11日）
- 12日 広報公聴常任委員会
- 12日 中学校卒業式
- 17日 交通安全協会総会
- 17日 小学校卒業式
- 23日 農民協議会総会
- 23日 一部事務組合議会
- 23日 社会福祉協議会第2回評議員会
- 25日 建設業協会通常総会
- 26日 J R留萌本線お別れセレモニー
- 31日 J R留萌本線お別れセレモニー

【4月】

- 6日 秩父別学園開校式
- 7日 秩父別学園入学式
- 9日 全員協議会
- 15日 第2回町議会臨時総会
- 15日 広報公聴常任委員会
- 24日 商工会青年部通常総会
- 27日 商工会女性部通常総会
- 27日 空知町村議会議長会役員会
- 27日 通水式
- 27日 農業再生協議会通常総会
- 30日 退任議員親睦会総会

編集後記

今年は何年になく積雪が少なく、農作業も早めに進んでいる気がします。雪の少ない年は雨が多いと言われますが、大雨にならないことを願うところです。

この広報が発行される頃は、田植も始まり、あたり一面が緑に変わる時期だと思えます。

今年も、五穀豊穰・商売繁盛を期待するところです。

今年、3月末日をもって115年間、主要交通として地域を守ってくれたJ R留萌本線が廃止となり、また、秩父別小・中学校も3月末をもって閉校となり淋しさを感じますが、新たなバス交通への転換、新生秩父別学園のスタートと、時代の流れを感じるところです。町民の皆様にも暖かく見守っていただければと思います。

（真島）

上下水道料金は納期限までに納めましょう

町の上下水道事業は、使用されているみなさまからの料金収入により運営を行っております。未納が増えると事業運営が適正に行えなくなるだけでなく、徴収に係る経費が発生するなど、正しく納めている方に迷惑をかける行為です。

○料金を滞納すると給水を停止します。

料金を滞納している下記の利用者は「給水停止処分」の対象となります。

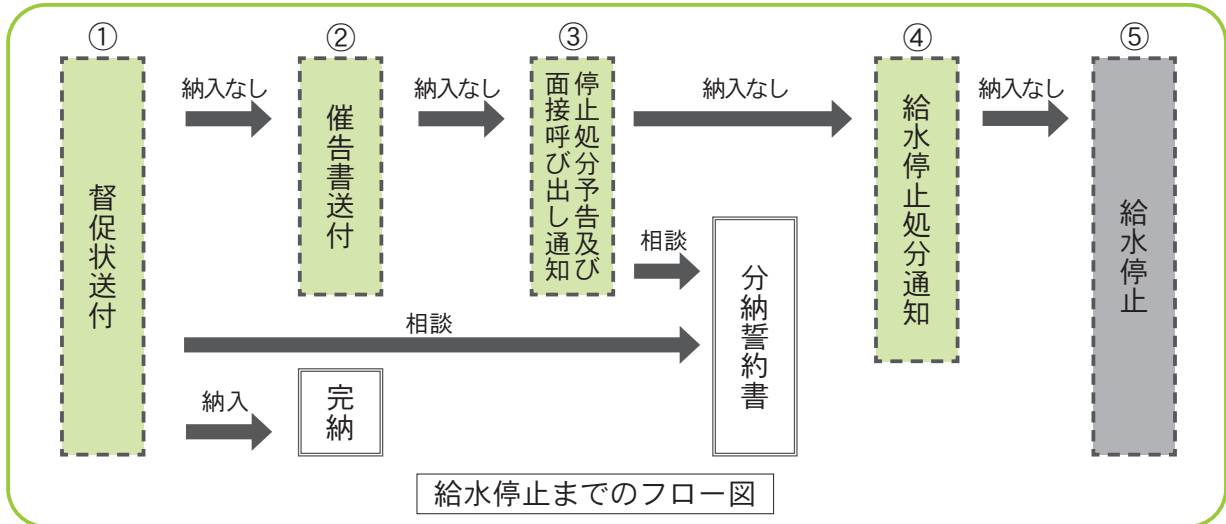
- ・長期滞納がある方
- ・支払いが可能であるにもかかわらず支払い意思のない方
- ・悪質、または意図的に未納を繰り返す方

※ 給水停止により損害が生じても一切の責任を負えないほか、停止後は滞納が解消されない限り給水開始はできません。



○支払いが難しい場合はご相談ください。

督促状、催告書等を送付した方で早急なお支払いが困難な場合は分納等による納入相談も承りますので、必ず役場建設課上下水道係までご連絡ください。



お問い合わせ 建設課上下水道係 電話 0164-33-2111 (内線92)

自動車税の納期限は6月1日(月)です

★★★ 自動車税は、次の場所や方法で納税できます ★★★

- ◆全国の金融機関、郵便局(一部金融機関を除く) ◆総合振興局、道税事務所の窓口
- ◆全国の主要コンビニエンスストア(セイコーマート、セブンイレブン、ローソンなど)
- ◆スマホやパソコン等による、キャッシュレス納税

詳しくはこちら ▶ <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>



■納税通知書は5月7日(木)に発送されています。

■納税通知書が届かない、納税について相談があるときは下記までお問い合わせください。

◆お問い合わせ 空知総合振興局深川道税事務所 電話 0164-23-3578

3つの柱☆健康長寿をめざそう【中編】

木々の葉が芽吹き、5月晴れの陽気が心地良い季節になりました。

“健康長寿をめざそう”3回シリーズの2回目はフレイルを意識した『栄養』についてご紹介します。

健康寿命とは、日常で介護等を必要とせず、自分で身の回りのことを行いながら生活が送れている期間をいいます。

ポイント

その1 「たくさん」より「まんべんなく」



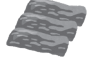







中年期は食べ過ぎに気をつけながらメタボを予防することが食事の基本でした。

いっぽう、高齢期は3食をしっかり食べて「やせ」に気をつけた食生活にギアチェンジを！


3食を食べていても、たんぱく質とエネルギーが不足しやすい65歳以降は、フレイル予防の食事を意識しましょう。

10の食品群「さあにぎやか(に)いただく」を取り入れることでフレイルのリスクが低下します。1日7品目以上を目標に今日からさっそくチェック！

に

									
さ	あ	に	ぎ	や	か	い	た	だ	く
魚	油	肉	牛乳	緑黄色野菜	海藻・きのこ	芋	卵	大豆製品	果物
✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓

+



主食

*海藻に「きのこ類」も含む

ポイント






その2 タンパク質を積極的に！

フレイル予防に必要なたんぱく質の推奨量は男性60g、女性50gです。

※ 腎臓に持病のある方は医師にご相談ください。

肉・魚以外からもたんぱく質が摂れます。下の例を参考に、1食20～30gになるようまんべんなく組み合わせましょう。

1日に必要なたんぱく質量の目安
約50g（これに主食他が加わります）

肉（鶏むね80g）・・・17.0g
魚（鮭1切れ70g）・・・15.6g
木綿豆腐（1/3丁100g）・・・7.0g
卵（1個50g）・・・6.1g
牛乳（コップ1杯200ml）・・・6.9g

主食



+

主菜



+

副菜



+

味噌汁



=

たんぱく質

合計

25.2g

ご飯（白米）150g
たんぱく質 3.0g

焼鮭（中）70g
たんぱく質 15.6g

お浸し（小鉢）80g
たんぱく質 1.8g

豆腐と油揚げの味噌汁
たんぱく質 4.8g

お問い合わせ 住民課健康推進係 電話 0164-33-2111（内線48）

畜犬登録・狂犬病予防注射のお知らせ

狂犬病予防注射日程

■実施日時 **6月15日(月)** 午前9時から午前11時30分

6月23日(火) 午後2時から午後3時

■実施場所 役場前



■料 金 登録料 **3,000円** (新規登録のみ) 注射料等 **3,240円**
(つり銭のないようにお願いします)

●実施日に登録及び注射が受けられない方へ

・個人宅への注射の出張サービスは行っていませんので、上記日程で注射を受けることができない方は動物病院で接種するようにしてください。

●動物病院で注射を受けた場合

・病院で発行された「狂犬病予防注射済証」を持参のうえ、役場住民課衛生係までお越しください。注射済票を交付いたします。(手数料 550円が必要です)

●飼い犬の異動(譲渡や転入・死亡など)があった場合

・飼い犬が転入・死亡したり、飼い犬を譲ったりした場合には届出が必要になります。
・異動があった場合は、役場住民課衛生係までご連絡をお願いします。

狂犬病予防注射は、法律で1年に1回必ず飼い犬に注射することとなっています。

お問い合わせ 住民課衛生係 電話 0164-33-2111 (内線43)

秩父別町マイクログリッド設備 発電実績等

区分	単位	R8.3	R7.3	前年比
エリア内使用電力	kWh	110,641	99,362	11,279
うち発電電力	kWh	42,085	37,981	4,104
電力自給率	%	38.0	38.2	-0.2
CO2排出削減量	kg-CO2	22,515	20,320	2,196
杉の木換算※	本	1,608	1,451	157



※ 杉の木1本は1年間に約14kgのCO₂を吸収するとされています



Vol.83 「新たな気持ちで進む春」

皆さん、こんにちは。

あっという間に新年度がやってきましたね！4月は私にとって種まきを頑張っている農家さんの姿がとても印象的です。種まきを手伝ったことがあるので、大変さがよく分かります。今年もおいしいお米を食べられるように応援しています。

タイは今、とても暑くて、毎日30℃以上です。タイにいる母から戦争の影響でタイの燃料が少なくなって、値段が2倍になったと聞きました。そのせいで物価が少しずつ高くなって、色々大変だそうです。

秩父別町にいる私には影響を与えないでしょうと思いきや、元々秩父別町に来る予定があったお客さんが何人もキャンセルしなければなりませんでした。

それで、4月に秩父別町に来たお客さんは3人しかいません。人数が少なくて、あまり盛り上がりがないかもしれないと心配しましたが、3人とも明るくて、盛り上がってくれました。私はとてもうれしいです！

今年度も、新たな気持ちで秩父別町のために頑張りたいと思いますので、よろしくをお願いします！



令和8年度自衛官募集案内

●2等陸・海・空士

資格	日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の男女
受付期間	年間を通じて受付を行っております。
試験期日	6月7日(日)または8日(月)のいずれか1日
試験会場	陸上自衛隊旭川駐屯地(旭川市春光町)

●お問い合わせ先

自衛隊旭川地方協力本部 旭川地区隊
電話0166-55-0100



ちっくべつ地域おこし協力隊 活動日記 vol.58

こんにちは。協力隊の小坂です。

春がやってきました！渡り鳥が青空を飛ぶ様子が秩父別町に来てから春の楽しみになっています。

今回は、3月に行った小学校での読み聞かせと、こどもの日、端午節の関連展示や、2月号で紹介した中国の朝鮮族の人たちの端午節について書いてみます。

3月5日、町保健師による小学6年生向け「いのちの教室」に、図書館も協力しました。

児童たちは熱心に耳を傾け、私は講話内容に合わせた絵本、『ぼくがおおきくなったら』を読みました。私自身、小学生の頃にはなかった授業で、令和の子供たちの学びの深さに感銘を受け貴重な時間を過ごしました。

図書館では、現在、こどもの日と端午の節句にちなんだ本の展示を開催しています。

鯉のぼりがテーマの絵本から、蓬や菖蒲など大人向けの書籍まで、幅広く揃えました。

年中行事の一つである「こどもの日」「端午節」は、もともとは農耕を生業とする人たちが行っていた農耕儀礼に由来します。田植え前の豊作祈願として、農作業で忙しくなる前に、いつもより豪華な食事や楽しい遊びなどをして過ごすというものです。

2月号で紹介した中国の朝鮮族の方々も、端午節には楽しい食事と共にブランコやシーソーなどのゲームをして過ごすという文化を持っていました。現在では公園などで誰もが参加できるイベントが開催されています。このブランコというのが非常に大きく驚かされたものでしたので、その巨大さがわかる写真をご紹介します。



「いのちの教室」での読み聞かせ



「こどもの日」関連展示



中国朝鮮族の端午節での伝統的あそび
「ブランコ：クネ（韓国語）」

農業者年金受給権者現況届について

農業者年金を受給されている方は、年金を受給するために現況届の提出が必要です。

現況届は、5月末頃に農業者年金基金から直接受給権者ご本人あてに送付されます。

現況届が届いたら、氏名・生年月日・住所（番地記載）等を記入のうえ、6月末までに農業委員会事務局へ提出してください。

提出がないと、農業者年金の支払いが止められる場合がありますのでご注意ください。

お問い合わせ 農業委員会事務局 電話 0164-33-2111（内線65）

まちのわだい



広報に掲載した写真をご希望の方、広報誌に関するご意見、ご要望は、総務課広報係までご連絡ください。

※写真は電子メールによる提供も可能です。

・電話 0164-33-2111 (内線32・34番)

・メール kouhou@chippubetsu.jp

4 / 1

消防団を勇退された 山森副団長に感謝状授与

3月末をもって消防団を勇退された、山森正已さんに町から感謝状を授与しました。山森さんは、昭和54年に消防団に入団され、令和4年からは副団長として、47年の永きにわたり地域の防災・減災のためご尽力いただきました。



4 / 3

大きな声でお返事 認定こども園くるみ入園式

こども園くるみで入園式が行われ、44名の園児が入園しました。大勢の保護者が見守るなか、園児たちは元気いっぱい遊戯場へ入場し、園長先生のお話をしっかり聞いたあと、担任の先生から名前を呼ばれると、大きな声で返事をしていました。



4 / 7

新たな一歩を踏み出す 秩父別学園入学式

今年度から義務教育学校として生まれ変わった秩父別学園で入学式が行われ、新1年生16名と新7年生19名が入学し、新たな一歩を踏み出しました。新入生を代表し、7年生の中原天鼓さんが、新たな学び舎での生活に向けた決意と誓いのことばを述べました。



4 / 17

交通ルールを学ぶ 秩父別学園交通安全教室

秩父別学園で交通安全教室が開かれ、児童たちは駐在所長や先生の指導を受けながら、横断歩道の正しい渡り方や信号の見方、交差点での安全確認の重要性を学びました。交通ルールへの理解を深め、安全意識を高める貴重な機会となりました。



4 / 22

火災予防を呼びかけ 秩父別消防防火パレード

春の火災予防運動にあわせ、深川地区消防組合秩父別消防団および秩父別支署が、深川地区危険物安全協会と深川警察秩父別駐在所の協力のもと防火パレードを行いました。支署前で出発式を行った後、消防車両やパトカーなどが隊列を作り、町内を巡回して火災予防を呼びかけました。



4 / 23

我が子の成長を実感 乳幼児健診を実施

総合福祉センターで乳幼児健診が実施され、多くの親子が参加しました。身長・体重測定や育児相談、栄養相談などが行われ、子どもの成長や育児について安心して相談できる機会となりました。また、町が昨年から参加している「君の椅子プロジェクト」の対象者に、手作りの記念の椅子が贈呈されました。



4 / 30

豊穡の秋を祈って 春の水天宮祭・通水式

滝の上水天宮で春の水天宮祭および通水式が厳かに行われ、関係団体の役員など19名が出席しました。祝詞奏上の後、秩父別土地改良区境谷博之理事長や澁谷町長など代表者が玉串奉てんを行い、今年の農作物の豊作を祈願しました。



子ども会ボランティアセミナー

～ 北空知の小・中学生のつどい～

3月25日から2日間、ネイパル深川で、子ども会ボランティアセミナー（北空知リーダー養成講習会）が開催されました。

本町からは小学生8名と中学生6名が参加し、他市町の児童・生徒たちと交流を深めました。



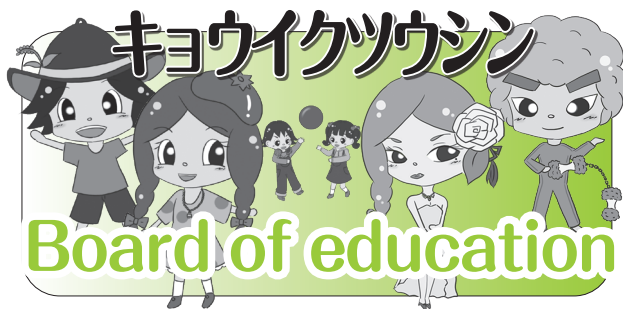
スポーツライミング



エコmy箸作り



特産品試食体験会



秩父別学園開校式

～ 全校児童・生徒129人で新たなスタート～

4月6日、町と教育委員会主催による秩父別学園の開校式が行われました。

当日は、児童・生徒、教職員、来賓を含む約200名が出席し、新たな学び舎の門出を祝いました。

また、式では早川教育長による開校宣言や学園の象徴となる校旗の授与が行なわれたほか、澁谷町長から校舎の施工に携わった5つの施工会社へ感謝状が贈呈されました。

秩父別学園は、子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、豊かな心と、健やかな体を育む場として、地域と一体になった教育を推進していきます。



早川教育長から湊校長へ校旗が授与されました

物品を寄贈いただきました

～JA北いぶき女性部・やまびこの会・社会福祉協議会・秩父別ライオンズクラブ・商工会女性部から～

3月9日、JA北いぶき女性部秩父別支部（山本清美支部長）からスポーツセンターにタオルを寄贈いただきました。また、秩父別学園の新入学児童16名に、3月23日にやまびこの会（渡辺妙子会長）からランチマットを、4月1日に社会福祉協議会（蓑口隆則会長）から防犯ブザーを、4月2日に秩父別ライオンズクラブ（寺迫公裕会長）からハンドタオル、秩父別町商工会女性部（熊田和子部長）から交通安全学童用傘を寄贈いただきました。皆様のお心遣いに心から感謝申し上げます。



JA北いぶき女性部
秩父別支部から
タオルの寄贈



やまびこの会から
ランチマットの寄贈



社会福祉協議会から
防犯ブザーの寄贈



秩父別ライオンズクラブ
からハンドタオルの寄贈



秩父別町商工会女性部
から傘の寄贈

◆◆◆施設からのお知らせ◆◆◆

★野外施設のオープンについて★

キュービックコネクションなどの野外施設がオープンしました。

施設名	開設期間	利用時間等	施設名	開設期間	利用時間等
屋外遊戯場 キュービックコネクション	4月25日～ 10月31日 (休場:第4月曜日)	4～8月 8:00～18:00 9・10月 9:00～17:00	パークゴルフ場 【有料】	4月11日～ 10月31日	4・5月 8:00～18:00 6～8月 7:00～18:00 9・10月 8:00～日没
テニスコート	4月25日～ 10月31日	9:00～日没	野球場	4月17日～ 10月31日	9:00～21:00
キャンプ場	4月25日～ 9月30日	完全予約制 デイキャンプは 18:00まで(5月～9月)			

★ベルパークちっぷべつキャンプ場の利用方法について★

ベルパークちっぷべつキャンプ場の利用方法は下記のとおりです。利用するにあたってご不明点等がありましたら教育委員会までお問い合わせください。

＜予約からチェックアウトまでの手順＞

- (1) 町ホームページの「トピックス」または「観光・遊び」のページから「泊まる」のページを選択し、「ベルパークちっぷべつキャンプ場」を選択します。
- (2) 「ベルパークちっぷべつキャンプ場」のページの「空き検索・オンライン予約」を選択し、インターネット上で予約します。
- (3) 13時～17時にチェックインし、管理棟で受付と使用料金の支払いを行います。
- (4) 指定された区画にテント等を設営し、マナーを守りながらキャンプをお楽しみください。
- (5) チェックアウト時間は11時です。使用した区画をきれいにしてお帰りください。

図書館だより

◆◆図書館利用のご案内◆◆

図書の貸出は、一部の参考図書を除き1人5冊まで、14日間利用できます。

また、リクエストサービスもあり、当館に蔵書がない場合は依頼に基づき図書の購入や、北海道立図書館をはじめ他市町の図書館から借用して貸出することもできます。ぜひ、お気軽にご利用ください。

○開館時間 午前10時から午後6時まで（小学生のみでの利用は午後5時まで）

○休館日 月曜日・年末年始

◆◆「私がよんだ本 2026」にチャレンジしませんか？◆◆

★本をたくさん読んで記録ノートを完成させよう！

図書館では、「わたしがよんだ本 2026」を実施いたします。

たくさんのお参加をお待ちしています。詳細は次のとおりです。

○図書館の本を読んで、記録ノートに書名や感想を記入して提出してください。

(ノートには本10冊分記入できます)

○ノート1冊完成ごとに参加賞を贈呈。(10冊達成で賞状を授与)

○対象～幼児・1～6年生

○実施期間～令和9年2月21日(日)まで

【お問い合わせ】 秩父別町図書館 電話(0164-33-2220)



○ 教育通信に関するお問い合わせ先 ○

教育委員会社会教育・社会体育係 【電話0164-33-2555】

(敬称略)

屯田	西栄	駅前	中央東	西栄	筑紫	北新	中央西	町内名	おくやみもうしあげます	中央西	中央西	町内名	けっこんおめでとう
尾谷	本村	古村	藤恵	遠藤	河瀬	岡崎	篠田	氏名		平野	金倉	氏名	
満子	光子	豊一	美子	好夫	元子	逸人	里野	年齢		女宿	翔央	名	
101歳	89歳	99歳	64歳	90歳	91歳	85歳	76歳						



◆◆ 戸籍の窓 ◆◆	
令和8年 4月末日 現在	人口 2,091人 (-15人)
	男 978人 (-5人)
	女 1,113人 (-10人)
	世帯数 1,039戸 (-7戸)
4月中の動き	出生 0人・死亡 8人 転入 2人・転出 9人

札幌国税局からのお知らせ

札幌国税局では、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして活躍する税務職員を募集しています。2026年度の採用試験の概要は、次のとおりです。

1 受験資格

- (1) 令和8年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者
- (2) 令和9年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

2 申込受付期間 (インターネット申込み)

6月12日(金)午前9時～6月24日(水)(受信有効)

【申込専用アドレス】 <https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

※ インターネット申込みができない場合受験を希望する第1次試験地を所轄する国税局にお問い合わせください。

3 第1次試験【基礎能力試験、適性試験、作文試験】

9月6日(日)

4 第1次試験合格者発表日

10月8日(木)

5 第2次試験【人物試験、身体検査】

10月14日(水)～10月23日(金)のうち指定する日

6 最終合格者発表日

11月17日(火)



ご不明な点は、札幌国税局人事第2課採用担当 (TEL 011-231-5011 内線 2315) または最寄りの税務署(総務課)にお尋ねください。

町公式LINE (ライン) のお友達登録をお願いします

秩父別町では町公式LINE (ライン) を運用しています。

町から生活に役立つ情報や防災情報などをお届けするほか、防災無線の通知やごみ出し日の通知ができるようになりましたので、お友達登録がお済みでない方は、ぜひご登録ください。



お問い合わせ 総務課情報管理係 電話 0164-33-2111 (内線 31)

